新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免についての流れ

世帯の主たる生計維持者に
事業・山林・不動産・給与
いずれかの収入（事業収入等）がある

新型コロナウイルス感染症により
世帯の主たる生計維持者が
死亡又は重篤な傷病を負った

全額免除

はい

令和元年よりも３割以上
減少が見込まれる事業収入等がある

はい

減少が見込まれる
事業収入等以外の令和元年の
所得の合計額が 400 万円以下

はい

世帯の主たる生計維持者の
（減少が見込まれる事業収入等を
含む）令和元年の合計所得金額が

事業等の廃止
又は失業

200 万円以下
であるとき

200 万円を
超えるとき

保険料額 × 世帯の主たる生計維持者の減収が見込まれる事業収入等の令和元年の所得額 ／ 世帯の主たる生計維持者の（減少が見込まれる事業収入等を含む）令和元年の合計所得金額 × １０／１０

保険料額 × 世帯の主たる生計維持者の減収が見込まれる事業収入等の令和元年の所得額 ／ 世帯の主たる生計維持者の（減少が見込まれる事業収入等を含む）令和元年の合計所得金額 × ８／１０

減免額

いいえ

いいえ

いいえ

減免対象外

※保険料額から減免額を差し引いた額が
介護保険料納付額になります